

株式会社日本オークション協会

時計修理規約

株式会社日本オークション協会（以下「当社」といいます。）が提供する会員専用の時計修理サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する利用規約（以下「本規約」といいます。）を以下のとおり定めます。

第1条（目的）

本規約は当社と商品の修理依頼をされる会員との間でお取引するにあたり、当事者間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。なお、本規約は予告なしに変更する場合があります、最新の内容が適用されます。

第2条（取扱品目）

当社は下記に掲げる商品の取り扱いはできません。

- (1) 一部のアンティーク商品、または、すでに製造が終了している商品
- (2) 部品の調達が困難な商品
- (3) 偽造品、類似品、盗難品、など、不正な商品
- (4) 電波時計、ソーラー時計、デジタルウォッチ、スマートウォッチ、掛け時計、置き時計
- (5) 修理不能と判断した商品

第3条（利用条件）

本サービスは、会員限定のサービスです。

第4条（修理保証）

- (1) 本サービスにおける修理保証期間は、修理完了日より180日間とします。
- (2) 前項の修理保証期間内に、本サービスにおいて修理した箇所に同一の不具合が発生した場合に限り、無償にて修理するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合、修理保証対象外とします。

- ・本サービスにおいて「修理保証対象外」の修理をされた場合
- ・本サービス終了後の落下などによる破損や自然故障以外の症状が確認できた場合
- ・本サービス終了後に火災や地震などの災害により故障や破損が発生したと判断される場合
- ・本サービス終了後に他店での修理や改造が行われたと判断された場合
- ・本サービスのご利用履歴が確認できない場合

- ・会員からの申出内容が不明確または計測機器などにより異常を確認できない症状の場合
- (3) 本サービスにおいてオーバーホール時は防水検査を実施します。ただし、防水機能を保証するものではありません。

第5条（修理料金）

- (1) 本サービスにおける修理料金は、技術基本料と部品代の合計金額とします。
- (2) 本サービスにおける修理料金は、予告なく変更する場合があります、お取引に際しては最新の料金が適用されます。
- (3) 本サービス申込み後に修理内容の変更や追加の部品交換が必要となった場合、再度お見積もりを行い、会員へ連絡するものとします。

第6条（修理作業）

- (1) 本サービスにおいて交換した部品は当社にて処分するものとします。
- (2) 本サービスにおいて当社が必要と判断した場合は、修理業務を提携先に委託できるものとします。

第7条（キャンセル）

- (1) 本サービスのお見積り承諾後のキャンセルはできません。
- (2) 会員都合による修理進行中のキャンセルの場合、その時点で発生した修理料金を請求します。
- (3) 当社がお見積り金額を提示した時点において会員がキャンセルされた場合であれば受け付けるものとします。なお、返却商品の配送料金は会員のご負担とします。

第8条（支払い方法）

- (1) 本サービスにおける修理料金は、当社の指定口座に振込む方法で支払うものとする。
- (2) 前項に関し、修理完了の連絡日以降、当社における3営業日以内に修理料金を支払うものとする。

第9条（配送）

- (1) 本サービスにおける配送範囲は日本国内のみとします。
- (2) 修理依頼された商品の配送料はすべて会員のご負担とします。

第10条（所有権）

- (1) 次のいずれかに該当する場合、会員が商品に対する所有権その他一切の権利を放棄し、その処分を当社に委託したものとみなします。この場合、当社は会員に対し、一切の責任を負わないものとします。

・当社からの見積もり内容について承諾等の連絡がなく、会員の所有の意思が確認できない場合

・当社から返却したキャンセル商品または修理完了後に配送した商品が、受取人不在、配送先住所での居住が確認できない等の理由で当社に返送されてきた場合

(2)前項に該当する商品の最大保管期間は、当社に商品が到着または返送された日から1年間とします。

第11条（責任範囲）

(1)当社は会員に対し、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の種別を問わず、当社の故意または重過失による場合にのみ損害賠償責任を負うものとします。ただし、会員が消費者契約法に定める消費者に該当する場合はこの限りではありません。

(2)本サービスの利用における会員に対する損害賠償額の上限は、損害が生じた商品の修理料金を上限とします。ただし、会員が消費者契約法に定める消費者に該当する場合は、かつ、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

(3)前二項の規定に関わらず、次の各号に定める会員の損害等について当社は一切責任を負わないものとします。

・会員から当社への商品配送中に生じた当該商品の紛失、故障、自然劣化等による損害

・当社から会員への商品配送中に生じた当該商品の紛失、故障、自然劣化等による損害

・商品の梱包状態が明らかに不十分であると当社が判断する場合において、これにより生じた商品の毀損等

・本サービスの利用に直接関係しない会員の私有物が、会員が発送した商品と混在していた場合における当該私有物の紛失、毀損等

・ハードウェア障害、ソフトウェア障害、インターネット接続障害、第三者等の不正なプログラム等により当社のシステムに不具合が生じた結果、会員に生じた損害

・発送遅延により会員に生じた直接のおよび間接的な損害

(4)会員の本サービスの利用に関し、当社が会員に負う損害賠償責任の範囲は、直接の原因により会員に現に生じた通常の損害に限るものとし、予見またはその可能性の有無にかかわらず特別事情による損害、逸失利益、間接的損害については責任を負わないものとします。

第12条（禁止行為）

(1)会員が次のいずれかに該当する場合、本サービスを利用できません。

・会員が提出した書類に虚偽の記載、誤記や記入漏れがある場合

・会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び補助人の同意を要する旨の審判を受けた被補助人のいずれかであり、お申込みの際に法定代理人、後見人、補助人または保佐人の同意等を得ていなかった場合

・会員が過去に当社から本サービスにおける契約を解除されていた場合

- ・会員が当社の競合他社等に該当し、または当社の事業上の秘密を調査する目的で契約を行うものであると当社が判断した場合
 - ・会員が本規約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断する場合
 - ・不正または違法な手段、目的により本サービスを利用するものであると当社が判断する場合
 - ・上記各号のほか、会員に本サービスを提供することを当社が不相当と判断する場合
- (2)本サービス契約成立後、会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は会員との契約を解除することができるものとします。

第13条（品位の保持）

会員は社会道徳を重んじ、次の行為を慎み、会員に相応しい行状の保持に努めなければならない。

- (1) 財産的秩序に反する行為。
- (2) 倫理的秩序に反する行為。
- (3) 自由や人権を害する行為。
- (4) その他、社会的相当性の無い公序良俗に反する行為。

第14条（反社会的勢力の排除）

会員は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業または関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他、これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という）。に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (6) 暴力行為、その他暴力的言動等による人物、商品、会場への損害行為をすること。
- (7) 訪問買取に於いて、特定商取引法に違反して押し買い等をしていること。

第15条（情報の提供）

- (1) 当社は会員から取得した個人情報を修理業務のために必要な範囲で委託先に提供する場合が

あります。

第 16 条（裁判管轄）

当社と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（準拠法）

本規約は日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されます。

附則

(1) 当社は、本取り決め事項を監督各官庁の指導、法令の変更及び改定や、当社運営上の必要な範囲内で変更し、会員に随時通知します。

(2) 本取り決め事項に定めていない事項及び疑義の生じた事項については、信義誠実の原則に基づき、協議の上、解決します。

本規約は、令和 4 年 8 月 1 日より施行します。

株式会社日本オークション協会